

平成26年労第507号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B町所在のC会社A工場に雇用され、〇部〇課係長として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日午前8時15分頃、元派遣労働者が担当職場に無断で侵入しているとの報告を受け、同現場に赴いたところ、元派遣労働者から殴られる等の暴行を受け負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、Dクリニックに受診し「頸椎捻挫、腰部挫傷、左肩挫傷、外傷性腰椎椎間板ヘルニア、左膝部打撲挫傷」と診断された。その後、同クリニック及びE病院で加療を続け、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人らの申述、医証等から、腰部及び左肩関節の障害であると認められるところ、当審査会において、改めて本件における医証等関係資料を精査し、検討すると、次のとおりである。

ア 腰部の障害について

F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、傷病名を「腰部挫傷」及び「腰椎ヘルニア」とし、本件災害との因果関係ありとしている。

この点について、E病院の診療録には、要旨、「画像上、L1/2の椎間板ヘルニアがあり、椎間板障害はあるが、画像上は右側優位の圧迫所見があるものの、症状は左側で右側の症状が全くなく、左側のしびれの症状は画像上異常が認められず、治療の対象とはならない。椎間板ヘルニアについては、検査上、外傷性とすることは難しい。」との記載が認められるところ、G医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、要旨、「事故以前から下位胸椎と上位腰椎の椎間板に変性及び椎間板ヘルニアがあり、これに外傷が加わって発症したと考えるのが妥当である。当該椎間板ヘルニアは縮小傾向にあり、膝蓋腱反射及びアキレス腱反射は正常、バビンスキー反射及びチャドック反射などの病的反射は見られず、下肢の筋力も正常で膀胱直腸障害が認められないため、現在の状態は、腰部から下肢に『局所に神経症状を残すもの』に相当する。」と述べている。

以上のことからみて、当審査会としても、請求人に加齢に伴う経年的な変

化に起因する椎間板の変性が認められること等を考慮すると、G医師の意見は妥当であり、請求人の障害の程度については、腰部から下肢に「局部に神経症状を残すもの」に該当するものと判断する。

イ 左肩関節の障害について

F医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、「左肩関節の可動域角度は、健側（右肩）に比して屈曲及び外転が2分の1以下の可動域角度である。」と述べ、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「左肩関節の可動域角度は、健側（右肩）に比して屈曲及び外転が4分の3以下の可動域角度である。」と述べている。

これに対し、G医師は、上記鑑定書において、要旨、「左肩関節の可動域角度は、健側（右肩）に比して屈曲及び外転が2分の1以下の可動域角度であるが、疼痛のために制限されている。」と述べ、その上で、請求人の左肩関節の障害の程度について、頸部から左肩に疼痛が残存し「局所に神経症状を残すもの」と述べている。

G医師は、上記各医師の意見はもとより、画像診断結果、診療録等本件における一切の医証を精査し、更に請求人を対診した上で意見を述べているものであり、当審査会としても、G医師の意見は妥当なものであり、請求人の左肩関節の障害については、頸部から左肩に「局部に神経症状を残すもの」に該当するものと判断する。

なお、請求人らは、平成〇年〇月〇日付けのF医師の診断書（傷病名：左肩腱板損傷、MRIにて診断）を根拠に、本件災害時に左肩腱板を損傷したことが左肩関節機能障害の原因であると主張しているところ、一般に、肩腱板損傷の発症には加齢による腱の変性等の様々な要因が想定されており、無症候性に発症することも少なくないとされていることに鑑みると、請求人の左肩腱板損傷の発症時期は特定することができないことから、本件災害に起因するとは認められない。

- (2) 以上のことからすると、請求人の腰部及び左肩関節の疼痛による神経症状はそれぞれ「局部に神経症状を残すもの」に該当するとして、請求人に残存する障害の程度は、障害等級第14級程度と判断すべきところであるが、当審査会は、監督署長の処分不服がある者を救済するための機関であり、原処分を請求人に不利益に変更することはできない。したがって、請求人に残存する神経

症状は障害等級第12級を超えるものと判断することはできない。

(3) そのほか請求人らの主張及び審査資料を子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。